

令和元年版 PPP/PFI 推進アクションプランと 国土交通省における取組

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課 官民連携推進官 やました 山下 ようすけ 庸介

1. はじめに

PPP/PFI については、「PPP/PFI 推進アクションプラン（以下、「アクションプラン」という）」に基づき、平成 25 年度を初年度として令和 4 年度までの 10 年間を目標期間と定め、事業規模 21 兆円を目標として、内閣府を中心に政府全体でその取組を推進している。アクションプランは毎年改定をしており、本年においても 6 月 12 日に民間資金等活用事業推進会議において改定が行われたところである。

本稿は、昨年に引き続き、アクションプランに掲載されている国土交通省所管分野に係る PPP/PFI、特にコンセッション事業等の重点分野における取組の現状及び令和元年に改定されたアクションプラン（以下、「令和元年改定版アクションプラン」という）の主な内容及びそれに対応する国土交通省における取組を解説する。

2. アクションプラン重点分野における取組の現状

アクションプランにはコンセッション等の重点分野が掲げられており、国土交通省所管分野では、空港、道路、下水道、公営住宅、クルーズ船

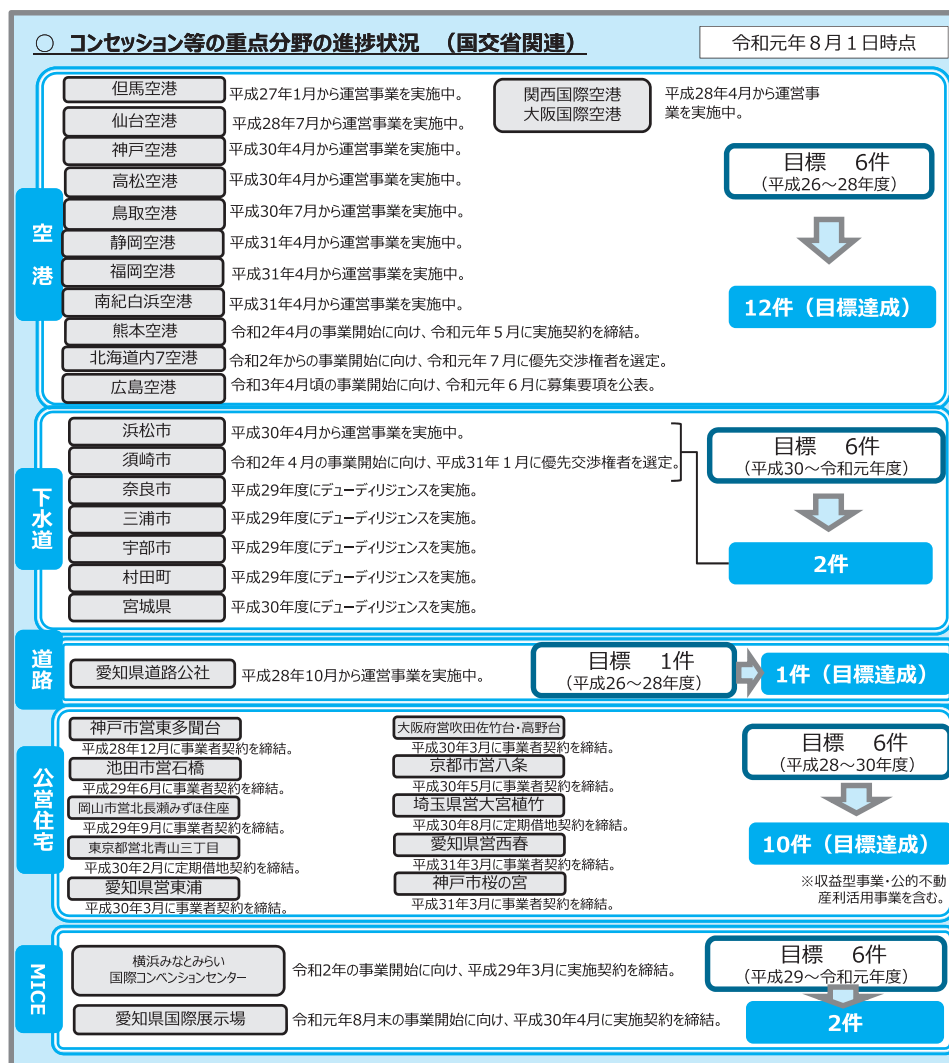
用ターミナル及び MICE 施設の 6 分野が該当している。令和元年改定版アクションプランにおいては、事業分野ごとに、それぞれ以下の目標が掲げられている（図－1）。

- ・平成 26～28 年度の目標
空港 6 件（達成済み）、道路 1 件（達成済み）
- ・平成 28～30 年度の目標
公営住宅 6 件
（収益型事業及び公的不動産利活用事業を含む）
- ・平成 30～令和元年度の目標
下水道 6 件（実施方針目標）
- ・平成 29～令和元年度の目標
クルーズ船向け旅客ターミナル施設 3 件
MICE 施設 6 件

平成 30 年度までを集中期間としていた公営住宅については、目標件数である 6 件を達成し、令和元年 8 月時点で 10 件が事業者契約等を締結している。

空港及び道路についても、当初の目標件数である 6 件及び 1 件をそれぞれ既に達成しており、空港については、熊本空港について本年 5 月に公共施設等運営権実施契約を締結し、北海道 7 空港について本年 7 月に優先交渉権者を選定したほか、現在、広島空港において公募選定手続きを行っているなど、他の分野に先んじてその取組が進んでいる。

下水道については、当初、平成 29 年度までを



図ー1 アクションプラン重点分野における国土交通省の取組の現状

集中取組期間とし、具体的検討に着手する団体6件を目標として掲げており、平成30年度までにこれを達成した。これを受け、平成30年度改定において、平成30年度から令和元年度までに6件実施方針を公表することを目標として新たに掲げたところである。これまで、平成30年4月からコンセッション方式に基づく運営事業を開始した浜松市に加え、平成30年度においては、平成31年2月には須崎市が優先交渉権者を選定したほか、現在、具体的な検討に着手した他の自治体における案件の具体化を推進している。

平成29年度より重点分野に追加されたMICE施設及びクルーズ船向け旅客ターミナル施設については、令和元年度までの集中強化期間として取組を進めている。MICE施設は6件のコンセッ

ション事業の具体化を目標としており、既に実施契約を締結している2件の先行事例を踏まえ、地方公共団体におけるコンセッション方式の導入を促していくこととしている。クルーズ船向け旅客ターミナル施設についても、3件のコンセッション事業の具体化を目標とし、先行事例の形成を図っている。

3. 令和元年改定版アクションプランの主な内容

令和元年改定版アクションプランでは、主な改定内容として、

- ① PPP/PFIの導入可能性検討を一部要件化した交付金事業等の分野拡大

② PPP/PFI 地域プラットフォームの強化による支援強化

③ キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対しての導入支援／検討

が挙げられている。加えて、人口 20 万人未満の地方公共団体への PPP/PFI の導入促進が引き続き掲げられていることから、それぞれの内容について以下に概説する（図－2）。

(1) PPP/PFI の導入可能性検討を一部要件化した交付金事業等の分野拡大

国土交通省ではこれまで、公営住宅、下水道及び都市公園の一定規模以上の事業等に対して、交付金又は補助金の交付・採択に際して PPP/PFI の導入検討等を平成 28 年度より順次取り組んできたところである。

令和元年度からは、新たに、環境省が廃棄物処理施設及び浄化槽に係る交付金事業等について PPP/PFI の導入検討を一部要件化するとともに、農水省が集落排水事業について、PPP/PFI の導入検討の要件化に向けた検討を行うこととしてい

る。

(2) PPP/PFI 地域プラットフォームの強化による支援強化

地方公共団体における PPP/PFI の案件形成に向け、官民対話等を行う場として産官学で構成される地域プラットフォームの形成を推進しており、国土交通省においても平成 27 年度より、地方 9 ブロックごとのブロックプラットフォームを形成するとともに、地方公共団体単位のプラットフォームの形成を支援してきた。

ブロックプラットフォームでは、地方公共団体の首長同士が PPP/PFI を進める上での課題や今後の方針などを意見交換する「PPP/PFI 推進首長会議」や、地方公共団体職員等の PPP/PFI に係るノウハウ習得を目的とした「セミナー・研修」を通じた普及・啓発のみならず、個別案件の事業性や民間事業者の事業参画の条件などを官民で議論する「官民対話（サウンディング）」を実施し、プラットフォームを通じた案件形成に取り組んでいる。

また、地方公共団体単位のプラットフォームに

背景	今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資する PPP/PFI が有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となって PPP/PFI の更なる推進を行う必要がある		
	PPP/PFI 推進のための施策		
	コンセッション事業の推進	実効性のある PPP/PFI 導入検討の推進	地域の PPP/PFI 力の強化
	○コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定 ○独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進	○公共施設等総合管理計画・個別施設設計計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間に、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施	○インフラ分野での活用の裾野拡大 ○地域・ブロックプラットフォームを通じた具体的な案件形成、民間企業の参入意欲刺激 ・官民対話の普及推進（民間提案の積極的活用等） ・地域企業の事業力強化 ・PPP/PFI 地域プラットフォームの協定制度などを活用し、支援を強化
	公的不動産における官民連携の推進	・地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口 20 万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、分かりやすい情報の横展開	○情報提供等の地方公共団体に対する支援 ・ワンストップ窓口制度、助言制度等の運用による支援強化 ・期間満了案件の検証
	○地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進 ・公園や遊休文教施設等の利活用推進 ・公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備 ・特に市場性の低い地域での優良事例の成功要素抽出・横展開	・交付金事業等について、PPP/PFI の導入検討を一部要件化（公営住宅、下水道、都市公園、廃棄物処理施設、浄化槽） ・PPP/PFI の裾野拡大に向けて、地方公共団体の先導的な取組に対する地方創生推進交付金による支援や PPP/PFI 導入に関する簡易検討マニュアルの周知等により地方公共団体の負担軽減を図る	○PFI 推進機構の資金供給機能、案件形成のためのコンサルティング機能や地域再生法の特例（※）の積極的な活用
改定版概要	その他		
	○キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対しての導入支援／検討 ○コンセッション事業を含む PFI 事業の課題を整理し、制度的対応の必要性を検討		
事業規模目標	コンセッション事業等の重点分野	クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～令和元年度】、MICE 施設【6件：～令和元年度】、公営水力発電【3件：～令和2年度】、工業用水道【3件：～令和2年度】、空港（6件）、水道（6件）、下水道（6件）、道路（1件）、文教施設（3件）、公営住宅（6件）の6分野については、集中強化期間中の数値目標は達成。今後も引き続き重点分野とし、コンセッション事業の導入促進等を図る	
	事業規模目標	21 兆円（平成 25～令和 4 年度の 10 年間で） （コンセッション事業 7 兆円、収益型事業 5 兆円（人口 20 万人以上の各地方公共団体で実施を目指す）、公的不動産利活用事業 4 兆円（人口 20 万人以上の各地方公共団体で 2 件程度の実施を目指す）、その他事業 5 兆円）	

※平成 31 年 3 月に国会に提出された地域再生法の一部を改正する法律案が成立した場合

図－2 令和元年改定版アクションプラン概要

については、本年からは、内閣府・国土交通省で「PPP/PFI 地域プラットフォーム協定制度」を創設し、地域の主体的な取組に対する支援を強化した。同制度の詳細については後述する。

(3) キャッシュフローを生み出しにくいインフラ に対しての導入支援／検討

上述のとおり、これまで、アクションプランでは、空港、下水道などのキャッシュフロー（料金収入）を生み出すインフラのコンセッション事業等を重点分野に掲げ、政府として PPP/PFI の取組を推進してきた。

一方、令和元年改定版アクションプランでは、キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対しての PPP/PFI の導入に関する記載が新たに加えられたところである。

これは、公共施設やインフラの維持管理業務を念頭に、公共施設等の老朽化に加え、地方公共団体職員が不足する中、適切な維持管理水準を維持するための一つの手段として官民連携事業を更に導入していくべきとの指摘と筆者は理解している。

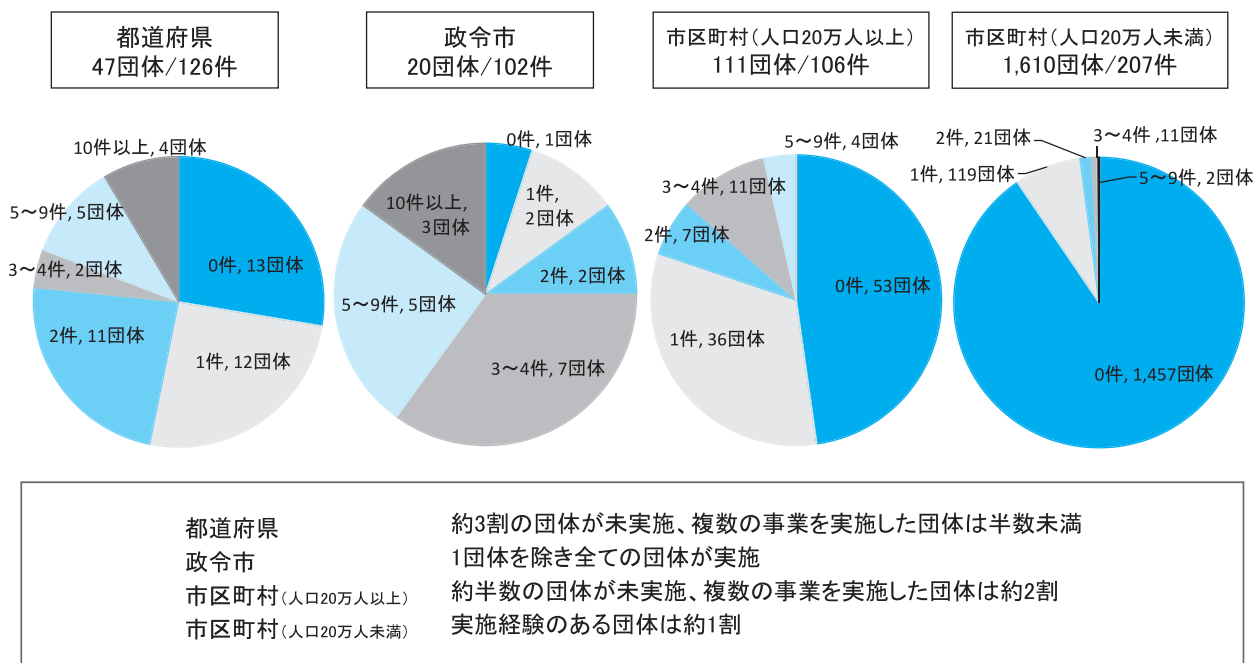
公共施設等の維持管理に係る官民連携事業とし

ては、「包括的民間委託」の導入事例が存在するところであるが、アクションプランでは、キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対して PPP/PFI の利用が進まない理由、効果的な普及策等を検討するとともに、各種支援制度を活用して導入を支援することとしている。

(4) 人口 20 万人未満の地方公共団体における導入促進

地方公共団体における PPP/PFI の導入については、内閣府及び総務省において、人口 20 万人以上の地方公共団体に対して、優先検討規程の策定を要請するなどの施策展開を図ってきた。この点、内閣府の第 15 回 PFI 推進委員会計画部会（平成 30 年 11 月 30 日開催）において、平成 30 年 3 月 31 日時点における事業主体規模別の PFI 事業の実施状況が公表されており、人口規模別に市区町村（政令市を除く）における PPP/PFI の実施状況を見ると、人口 20 万人以上の団体では約半数が実施経験がある一方、人口 20 万人未満の団体では 1 割程度に留まっていることが示されている（図－3）。

令和元年改定版アクションプランにおいては、



出典：第15回PFI推進委員会計画部会資料（平成30年11月30日）

図－3 事業主体の規模による PFI 事業の実施状況

PPP/PFI の経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体にも裾野拡大を図るためには、導入可能性調査等の初期段階からの支援や実施主体の負担を軽減する導入検討手法の普及が有効であるとの認識の下、内閣府において作成した公共施設の空調整備・更新事業を例とした PPP/PFI 導入可能性調査簡易化マニュアルの周知等により、地方公共団体の負担軽減を図ることとしている。

国土交通省においても、中小規模団体において自立的な検討・案件形成を進めることができるよう、「専門家派遣によるハンズオン支援」の取組を令和元年度より開始した（後述）。

4. 令和元年改定版アクションプランを踏まえた国土交通省における取組

最後に、3. で述べた、(2) PPP/PFI 地域プラットフォームの強化による支援強化及び(4)人口 20 万人未満の地方公共団体における導入促進について、国土交通省における今年度からの新たな取組を紹介する。

(1) 「PPP/PFI 地域プラットフォーム協定制」の創設

本年 1 月に内閣府・国土交通省は「PPP/PFI 地

域プラットフォーム協定制」を創設した。具体的には、内閣府と国土交通省が地方公共団体、地域の民間事業者、地域金融機関等で構成されるプラットフォームと協定を締結し、国職員等の講師派遣等を通じ、地域主体の取組を後押ししている。

地域における PPP/PFI の活用を推進する上では、地域の民間事業者の参画が重要であり、こうした地域の取組を通じて、地域の様々な事業分野の民間事業者のノウハウや創意工夫が生かされた PPP/PFI 事業の形成が進んでいくことが期待される。

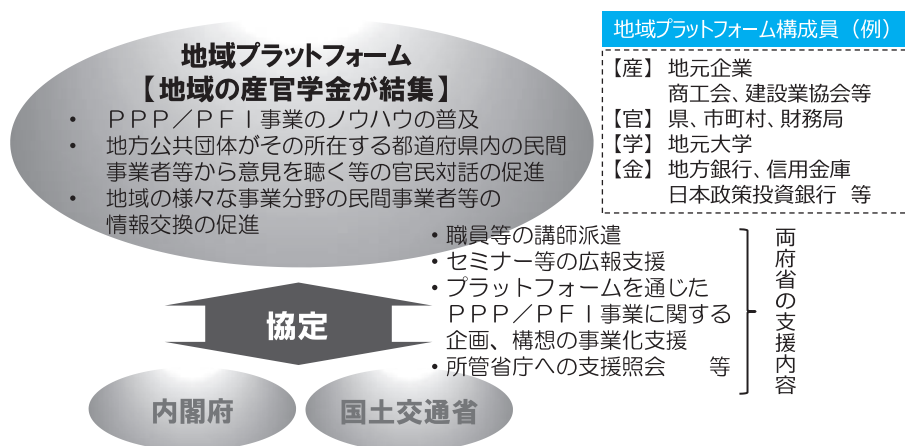
1 月から 3 月までに協定の締結先となるプラットフォームを募集し、5 月に全国 21 団体と協定を結んだところである。本協定に基づき、各地においてセミナーや官民対話等の取組が行われている（図－4）。

(2) 専門家派遣によるハンズオン支援

上述のとおり、人口 20 万人未満の地方公共団体において PPP/PFI の取組が進んでいないことを踏まえ、中小規模の地方公共団体の自立的な案件形成を推進することを目的に令和元年度より新たな調査事業（「専門家派遣によるハンズオン支援」）を創設した。

本事業は、地方公共団体において PPP/PFI を

- 地域が主体となった PPP/PFI の推進を一層進めるため、国土交通省と内閣府が、概ね県単位の産官学金からなる地域プラットフォームと協定を結び、その活動を支援。



図－4 「PPP/PFI 地域プラットフォーム協定制」概要

検討する際、コンサルタント等に必要な検討・作業を全て委ねてしまい、継続的な案件形成につながらないおそれがあるのではないかという問題意識に基づき着想したものである。

従って、支援内容もあくまでも地方公共団体職員自ら作業を行うことを前提にしており、国土交通省が委託するコンサルタントを支援対象となる地方公共団体（以下、「支援団体」という）に派遣し、事業の具体化や公募に向けた必要資料の作成など地方公共団体職員自ら各種作業・検討を行う際にひな形を提示し、職員が作成した書類等に対する添削などを行ったり、検討に際して生じた疑問や課題についてメールや電話などにより都度助言を行ったりする。そのほか、必要に応じ、民間事業者との橋渡しや対話方法についても指導を行うなど、幅広い支援を行っている。

今年度は北海道芽室町、茨城県下妻市、埼玉県毛呂山町及び愛知県豊明市の4団体を支援しており、他の地方公共団体でも自立的に案件形成に係る検討や作業が行えるよう、支援を通じて得られた結果をガイドライン等にまとめ、地域プラットフォームなどの場を活用しながら、他の地方公共団体等に広く共有する予定である。

5. おわりに

本年はPFI法が施行されて20年目に当たる。

これまでの関係者の尽力もあり、「PPP/PFI」という言葉は一定程度認知されてきたものと考えますが、認知されてきたが故に、なぜ官民連携が必要又は有効なのかという目的論がともすればなおざりになり、「PPP/PFI」という手段や手法そのものが注目される場面もあるように感じる。

官民連携の目的は、これまで行政が担ってきた公共サービスや公共施設等の維持管理等を将来にわたり持続可能な形で提供・担保していくこと、また、行政が保有する資産を最大限活用し、地域経済に活力を生み出すことであり、その目的は対象とする施設や資産によって自ずと異なると考える。

また、官と民の役割分担も一様ではなく、双方の利益・関心や置かれている状況を双方が理解しながら、適切なコミュニケーションを通じて構築されていくべきものと考えます。

人口動向や財政状況を含む地域や我が国の現状・課題と向き合い、当該課題を解決する手段として官民連携が適切に活用されるよう、官民間問わず幅広い関係者と連携しながら、今後も施策を展開してまいりたい。関係者の皆様におかれては引き続きのご指導・ご協力をお願い申し上げます。

なお、本稿における意見や見解は組織を代表するものではなく、誤りは全て筆者の責に帰するものである。